平成２２年（フ）第１３９号
青森市浪館前田４丁目19番８号
債務者　永澤　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島281番地３　松伏アパート１号、住民票上の住所青森市浪館前田４丁目19番８号
債務者　永澤　宗
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３１号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地96―405
債務者　中條　直美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７４号
青森県むつ市川内町下小倉平179番地２
債務者　中村　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
東京都足立区西伊興２丁目３番24号富士美コーポ201
債務者　小宮　綾乃（旧姓倉又）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８０号
東京都葛飾区水元５丁目15番13号アイリス水元202号
債務者　今井　麻美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３２１号
東京都杉並区高井戸東１丁目９番12号けやき荘101
債務者　佐藤　尚芳
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３４号
東京都北区東田端２丁目14番３号
債務者　渡部　利恵
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３４４号
東京都八王子市狭間町1504番地２陽光ビル206号
債務者　田邉　雄一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３６２号
東京都練馬区谷原５丁目13番38号コーポ吉田202号
債務者　山本いづみ（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３８６号
東京都武蔵村山市本町１丁目３番地の１シティコーポパルナス武蔵村山401号
債務者　松宮千恵子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４０５号
東京都練馬区関町南４丁目15番５―505号
債務者　小森谷真由子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４１６号
東京都葛飾区小菅４丁目３番12号フレール綾瀬３　202号
債務者　鯉江　俊彰
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６９１２号
東京都墨田区東向島２丁目11―20―402
債務者　渡辺　規子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９７４号
東京都墨田区東向島４丁目22―１―203
債務者　佐藤江梨子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部